

憲 法

(問 題)

2025 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は 2 ~ 3 頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に 3 箇所に記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わざ筆記用具を持っていたらしく解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子・下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

解答は『解答用紙（D）』を使用してください

問題（100点）

次の文を読んで、以下の〔設問1〕と〔設問2〕に答えなさい。

Aは中東出身のイスラム教徒でイスラム法学者でもある。日本人女性と結婚したAは1990年以来、そらかぜ市（以下、S市）で輸入販売業を営むかたわら、2000年以降、地主Cの好意で土地・建物を無償で借りて、イスラム教徒の礼拝のための施設を運営していた（以下、「本件施設」という）。本件施設に供された建物はもともと、収穫した農作物や農機具等を収納する倉庫として利用されており、外観は通常の木造の倉庫である。Aは建物の外観に手を加えることなく、入口にアラビア語で「モスク」と書いた木製の看板のみ設置した。内部はメッカの方向の壁にのみ幾何学模様の壁紙を張り、その壁面の中心に木材を利用して「ミフラーブ」（メッカの方向を礼拝者に示すための壁の窪み）を設けた。また、イマーム（礼拝の指導者）が礼拝の際、説教するための簡易な説教壇も設置した。

本件施設は、イスラム教徒の礼拝のために利用されるだけではなく、S市で外国人の生活支援を行う市民団体Dの協力の下、イスラム教徒の児童・生徒のための補習授業を行う場所として利用されるほか、語学教室・料理教室・手芸教室等を定期的に開講することにより、非イスラム教徒の外国人を含む地域住民との交流の場所を提供してきた。

2010年以降、S市にイスラム教徒の住民が増加し、本件施設の利用者は増えた。近隣の市町村では、地域にとけこめず、いじめにあうなどの問題を抱えたイスラム教徒の未成年も少なくなかったが、Aの努力もあり、S市ではそのような問題は起きていないかった。ところが、Cが事業に失敗し、固定資産税を滞納したため、本件施設として利用されている土地・建物はS市の所有に帰属した（2017年10月）。S市はいったんAに対して賃貸料を要求したが（月額5万円。2018年3月）、Aの事業は不振で、彼の所得は僅かなので、市側が提示した賃貸料を払うのは困難であった。

そこで、Aや市民団体DがS市の市長Yに対して、イスラム教徒の青少年の健全育成にとって宗教教育や儀式への参加は不可欠であるところ、本件施設はそのような機会だけではなく、地域住民との交流の機会も提供しており、彼らの非行を未然に防いでいるとして、本件施設に関わる賃貸料の減免を陳情した。A等の陳情を受けて、本件施設はS市民の生活の安全・安心の向上にも貢献していると考えたYは、建物の外観を決して宗教的なものとしないことを条件として、本件土地・建物をAに対して無償で貸与することにした（2018年12月）。そこで、Aは「モスク」と書かれた看板を撤去したが、建物の内装や説教壇、ミフラーブ等は変更・撤去されていない。なお、本件施設の利用方法は従前のとおりである。

S市の住民Xは、本件施設があるために、S市にイスラム教徒が多数住むようになったと考えて、そのことを不快に思っていたところ、Aが本件施設の土地・建物を市から無償で貸与されている事実を新聞報道で知った（2023年10月）。Xは本件施設をなくすために、本件施設の撤去を求めて住民訴訟を提起した。

〔設問1〕(40点)

Xの立場から法的主張をしなさい。

〔設問2〕(60点)

Yの反論を想定して論じたうえで、あなた自身の見解を述べなさい。

〔以下余白〕

